

インフルエンザによる出席停止と届出書の提出について

インフルエンザにかかった場合は、本人の健康回復と他への感染防止のため、必ず医師の指示に従い休養してください。この期間については、出席停止となります。

なお、従来は医師の証明をお願いしておりましたが、今後は登所できるようになりましたら保護者の方が下記の用紙を記入し提出してください。

インフルエンザの出席停止期間及び登所可能日について

発症した日を0日とし5日を経過し、かつ解熱した日を0日とし3日を経過するまで。そのため、最短でも5日間は登所できません。



----- き り と り -----

感染症（インフルエンザ）届出書

保育所 様

組 氏名 _____

【医師の指示による療養期間】 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日まで

【受診した医療機関名】 _____

令和 年 月 日

保護者名 _____